

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４１８））
2. 日時：平成２９年１０月１１日 １０時００分～１２時００分
3. 場所：原子力規制庁 ８階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全規制調査官、伊藤安全審査官、照井安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：経理・資材室 室長代理 他３名

5. 要旨

（１）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第４３条の３の６第１項（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 資金調達計画について、借入金の詳細（返済、借入等の金額の変動事由）を整理して提示すること。
- 工事費用総額の積算に考慮されていない設計内容について整理して提示すること。
- 電力会社との基本料金契約について、費用の内訳（維持管理費用、廃炉積立費用、その他）を整理して提示すること。この際、敦賀発電所や東海発電所等、日本原電全体の内訳について考慮すること。
- 平成１８年度以降の電力量収入実績及び計画について、基本部分及び販売電力量に応じた従量部分の内訳を整理して提示すること。
- 今後の借入（調達）及び電力量収入の見通しの根拠を整理して提示すること。
- 工事計画の内訳として、主たる工事の工程を整理して提示すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉

等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への
適合について